個人住民税の租税条約に関する届出書

　「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条」及び「租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取り扱いについて」（昭和40年6月10日自治府第62号自治省税務局長通達）に基づき、別添書類を添付し届け出ます。

令和　　年　　月　　日

下妻市長あて

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人住民税の  免除を受ける者 | 氏名 |  | | |
| 住所（居所） |  | | |
| 生年月日 | ・　　　　　・ | 国籍 |  |
| 入国年月日 | ・　　　　　・ | 入国前の住所 |  |
| 在留資格 |  | 在留期間 | ・　　・　　　～　　　・　　・ |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　条 第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　　　年　　　月　　　日に税務署に提出して免除を受けています。 | | | |
| 租税条約の適用を  受ける所得 | 支払者の名称 |  | | |
| 支払者所在地 |  | | |
| 契約期間 | ・　　　　　　・　　　　　　　～　　　　　　　・　　　　　　・ | | |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| その他参考となる事項 |  | | | |

【提出期限】

適用を受けようとする所得のあった翌年の３月15日（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）

※届出は毎年提出していただく必要があります。

【添付書類】

税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し

在留カードの写し（両面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該届出書に関する連絡先 | 住所  （電話　　　　　－　　　　　－　　　　　） | 氏名 |